

《身体障害者手帳のしおり》

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に定める各種の援護を受けるために必要な手帳です。
手帳には、障がい程度によって1級から6級までの等級、また、第1種、第2種の種別があり、
その等級・種別によって援護の内容が異なる場合があります。

＊ 今後は、次のことに気をつけて下さい。

① 再認定

手帳に記載されている次回の認定日に注意して、福祉課にある所定の用紙を提出し、
再認定の手続きをして下さい。

また、障がいの程度が変わったとき、障がいが別途追加された時も届け出て下さい。

② 記載事項の変更の届出

手帳に記載してある住所・氏名等に変更があった場合には、福祉課に届け出て下さい。

③ 再交付

手帳を紛失したときや、使用に耐えられないほど破損したときは、福祉課で再交付の
申請をして下さい。

④ 返還

手帳を受けた人が交付対象者に該当しなくなったときや死亡されたときは、手帳を
返還して下さい。

刈田町役場 福祉課 障がい福祉担当

令和6年12月1日現在

1, 税金について

控除・減免の種類		内 容	等 級	窓口・問い合わせ先
所得税	障害者控除	27万円	3級～6級	税務課 町民税担当 TEL093-434-1115 ※年末調整、もしくは 確定申告時に申請して下さい。
	特別障害者控除	40万円	1級～2級	
住民税	障害者控除	26万円	3級～6級	
	特別障害者控除	30万円	1級～2級	
相続税		相続人が85歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の控除が受けられる場合があります。詳細は行橋税務署へお尋ね下さい。		行橋税務署 TEL0930-23-0580
自動車税 軽自動車税 ※苅田町福祉タクシー券を交付した場合は対象外です。		本人又は障がい者と生計を一にする者が運転し、常に障がい者のために利用する自動車が課税免除の対象となります。障がいの状態等により交付の対象とならない場合もありますので、詳細は担当窓口までお問い合わせ下さい。	障がいの部位等級等により変わります。	<u>普通自動車</u> 行橋県税事務所 TEL0930-23-2216 <u>軽自動車</u> 苅田町役場 税務課 TEL093-434-1115 ※軽自動車は毎年の申請が必要です。

2, 旅客運賃・公共料金の割引について

制度	内容	窓口・問合せ先
JR 運賃	◇第1種 <u>単独で利用される場合</u> 本人5割引（片道100kmを越えて乗車する場合に限る） <u>介護者と共に利用される場合</u> 本人、介護者共に5割引（距離制限無し） ◇第2種 <u>単独で利用される場合</u> 本人5割引（片道100kmを越えて乗車する場合に限る）	JRの各窓口

バス運賃	乗車される前に各バス会社へお問い合わせ下さい。	各バス会社
航空運賃 船舶運賃	各航空会社・各船舶会社により変わりますので、事前に利用される会社にお問い合わせ下さい。	各航空会社 各船舶会社
タクシー料金	タクシー料金の1割引。 乗車時に手帳を提示して下さい。乗車の際、割引が有効であることをご確認ください。	各タクシー会社
苅田町福祉 タクシー券 ※自動車税・軽自動車 税の減免を受けている 方は対象外です。	初乗り運賃を助成するタクシー券を、1ヶ月につき4枚交付します。 《交付対象条件》 ①身体障害者手帳1級、又は2級所持者であること ②本人が町民税所得割非課税であること ③自動車税・軽自動車税減免を受けていないこと ④在宅であること 上記全てに該当する方が対象となります。 ※注1・・・年度末の受付開始日から4月末まで、苅田町福祉タクシー券1枚と苅田町コミュニティバス回数券7枚を交換することができます(何枚でも可)。 注2・・・北九州タクシー協会加盟のタクシー及び苅田町福祉タクシー利用券取扱登録事業者以外は利用できませんので乗車の際ご確認ください。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
苅田町 コミュニティバス	町内を運行しているコミュニティバスは、降車時に手帳を提示すると乗車料金が100円になります。 また、手帳をお持ちの方は回数券(7枚綴り)を500円で購入できます。	
有料道路の 通行料金の割引	有料道路通行料金が半額になります。 ① <u>ご本人が運転される場合</u> 身体障害者手帳の交付を受けている全ての方が対象になります。 ② <u>ご本人以外の方が運転され、ご本人が同乗される場合</u> 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、重度(1種)の方が対象になります。 ★登録に必要なもの★ 【ETC無し】①車検証 ②身体障害者手帳 ③運転免許証(身体障害者手帳が第2種の方) 【ETCあり】上記に加えて ④本人名義のETCカード ⑤ETCの車載器番号の確認できる書類	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039 又は NEXCO 西日本 【西日本高速道路(株)】 Tel0120-924-863 手続きは福祉課へ

NHK放送 受信料の減免	全額免除…身体障害者手帳を受けた障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。 半額免除…世帯主が視覚、聴覚障がい者又は1、2級の身体障がい者(内部機能障がい者を含む)であり、かつNHKの契約者である場合。	NHKお客様窓口 NHK 北九州放送局 受信料関係 TEL0570-077-077 TEL093-591-5002 手続きは福祉課へ
駐車禁止除外 指定車標章	標章を車両に掲示することで、他の交通の妨げにならない限りにおいて、駐車禁止場所に駐車することができます(法定の駐車禁止場所等は除く)。障がいの程度により交付を受けられない場合もありますので、詳しくは警察署へお問い合わせ下さい。	行橋警察署 TEL0930-24-5110

★ その他、様々な企業や団体で障がいのある方への支援が行われています(携帯電話基本使用料の減免、NTT電話番号案内の無料措置等)。詳しくは各企業・団体へお問い合わせ下さい。

3. 医療について

制度	内容	窓口・問合せ先
自立支援医療 (更生医療)	障がい者の更生に必要な医療であって、その障がいを除去し、又は軽減して日常生活を容易にする事等を目的とした医療です。主に<u>心臓手術</u>や<u>人工透析</u>が対象で、指定医療機関にて医療を受けて頂きます。 ※心臓手術の場合は手術の度に申請が必要となります。 ※腎臓透析の場合、病院の変更や入院・通院の変更があれば、その度に意見書や変更届が必要となります。 注) 必ず事前申請が必要となります。 《対象者》18歳以上の身体障害者手帳所有者 《費用》世帯の所得に応じて負担の上限額が定められており、負担が重くならないよう配慮されています。	福祉課 障がい福祉担当 TEL093-434-1039
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満障がい児に必要な医療であって、その障がいを除去し、又は軽減して日常生活を容易にする事等を目的とした医療です。主に<u>唇顎口蓋裂</u>や<u>人工透析等</u>を対象としていて、指定医療機関にて医療を受けて頂きます。 注) 必ず事前申請が必要となります。 《対象者》18歳未満の身体障がい又は障がいを残す恐れがある疾病、疾患を有する者 《費用》世帯の所得に応じて負担の上限額が定められており、負担が重くならないよう配慮されています。	福祉課 障がい福祉担当 TEL093-434-1039

重度障がい者医療	重度障がい者の健康保険等による医療費の自己負担分を助成する制度です。 《対象者》満3歳以上の重度障がい者 ① 身体障害者手帳（1級又は2級）所持者 ② 身体障害者手帳（3級以上）所持者で知能指数36以上50以下の人 ※子ども医療対象年齢の方は、重度障がい者医療か子ども医療のいずれかひとつを選択していただきます。 ※一定の所得制限があります。	福祉課 障がい福祉担当 TEL093-434-1039
後期高齢者医療	一定の障がいがあると、後期高齢者医療制度の早期該当者として認定されます。 《対象者》満65歳以上75歳未満の人で、身体障害者手帳（1級から3級と4級の一部）所持者	住民課 高齢者医療担当 TEL093-434-1848

4. 年金手当、貸付制度等について

制度	内容	窓口・問合せ先
障害基礎年金	国民年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やケガについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）があること、一定の障がいの状態にあること、一定期間の保険料の納付があること等の条件を満たしている場合に支給されます。詳細は住民課国保年金担当へお尋ね下さい。	住民課 国保年金担当 TEL093-434-1848
特別障害者手当	精神又は身体に法に定める障がい程度の認定基準に該当する重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。 ただし、施設に入所しているとき、継続して3ヶ月を超えて入院しているとき、所得制限を超える場合等は支給されません。	福祉課 障がい福祉担当 TEL093-434-1039

障害児福祉手当	精神又は身体に法に定める障がい程度の認定基準に該当する程度の重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に支給されます。 ただし、施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする年金（特別児童扶養手当は年金ではありません）を受けている場合は支給されません。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
特別児童扶養手当	日本国内に住所があり、精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父か母、又は父母に代わりその児童を養育している人に支給されます。ただし、児童福祉施設に入所している場合等は支給の対象となりません。	
児童扶養手当	父母の離婚、死亡、障がいなどにより、父母から養育を受けられない児童について、その児童を監護する父母、又は父母に代わって子供を養育する者（養育者）に支給されます。 障がいの要件については一定の基準があります。詳細は子育て・健康課 医療・給付担当へお尋ね下さい。	子育て・健康課 医療・給付担当 Tel093-588-1036
心身障害者 扶養共済制度	障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づく任意の加入制度です。加入した保護者が生存中に一定の掛金を納付することで、万一保護者が死亡または重度の障がい者になった場合に、障がい児（者）に対し、終身一定の年金が支給されます。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金	就労などにより人工透析を夜間に受けている腎臓疾患患者へ、通院時の交通費の一部を助成する制度です。 〈支給額〉 月額 2,000 円	

5. 助成事業について

制度	内容	窓口・問合せ先
自動車改造助成事業	身体障がい者（肢体不自由）が就労等のため、障がい者自身が所有し運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成する事業です。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
自動車運転免許取得 助成事業	障がいのある方の社会参加促進を目的として、第一種普通自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業です。	

6. 補装具・日常生活用具について

（購入前に申請して下さい。購入後は対象となりません。）

制度	内容		窓口・問合せ先
補装具費給付制度	障がい児（者）の障がいのある部分を補って必要な身体機能を獲得、又は補うための用具の交付及び修理を行う制度です。車椅子、義肢、装具、補聴器等。	世帯の最多納税者の市町村民税所得割課税額が 46万円以上である場合は対象外となります。 ※ <u>原則1割負担</u> 。ただし、世帯の所得に応じて負担の上限額が定められており、負担が重くならないよう配慮されています。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
日常生活用具給付制度	在宅の重度障がい児（者）に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る制度です。スローマ、紙おむつ、拡大読書器等。		

注）原則、介護保険が優先です。

補装具、日常生活用具の種目によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要です。

また、障がいの状態や状況により給付できない場合もありますので、必ず購入する前に相談して下さい。

7. その他福祉サービスについて

制度	内容	窓口・問合せ先
就労支援事業 通所・入所（短期入所含む） 医療的ケア児在宅レスパイト事業	詳しくは窓口へお問合せください。 障がいの種類・程度、ご本人様、ご家族様の状況等によりサービス給付ができない場合があります。	福祉課 障がい福祉担当 Tel093-434-1039
障がい者（児）相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、支援を行います。	社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会 障害者相談支援センター そら Tel093-434-3641
		社会福祉法人 みぎわ会 愛和相談支援センター Tel0930-25-6623
		NPO 法人 夢ニティー・ハート 障害児相談支援事業所 ペんぎん教室 Tel093-434-5110

制度	内容	窓口・問合せ先
NET119 緊急通報システム	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。 聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。詳細は下記QRコードから確認できます。 	お問い合わせ先 苅田町消防本部 電話番号：093-434-0119 F A X：093-434-5236 メールアドレス： kfd-keibou@town.kanda.lg.jp

これまでに紹介した制度等は、障がいの程度や所得の状況等によって受けることのできる内容に違いがあります。

また、制度の内容は変わることがありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせ下さい。

【苅田町役場 福祉課 障がい福祉担当】

TEL：093-434-1039 FAX：093-435-0023

まごころ駐車場 制度

思いやりのあるまちづくりのために御協力ください

「ふくおか・まごころ駐車場」とは？

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「ふくおか・まごころ駐車場」として登録してもらうよう協力をお願いしています。対象者の方には、「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を発行します。

駐車場の利用証

「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際には、利用証を車内に掲示していただきます。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用していただけます。

利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。
(対象者・申請窓口は裏面をご覧ください。)

赤色の利用証は、車椅子常時利用の身体障がいのある方で、自ら運転する方に交付しています。幅の広い駐車場が必要な方となりますので、ご配慮をお願いします。



緑色（身体・知的・精神障がいのある方、高齢者、難病者）



赤色（車椅子常時利用の身障者で自ら運転）



オレンジ色（妊産婦、けが人）



利用証をルームミラーに掛けて使用します

利用できる駐車場

「ふくおか・まごころ駐車場」の目印ステッカーが掲示されている駐車場です。この駐車場の所有者（管理者）の方は、県と協定を結んでいます。

利用できる駐車場は、県のホームページ等でお知らせします。

おもいやり社会へ
やさしい駐車場を！



本当に必要な方のため
利用証を持たない方の
駐車はご遠慮ください



目印ステッカーが掲示してあるスペースで利用できます

このステッカー
が目印です。

協力施設（駐車場）の募集・登録について

駐車場を所有又は管理している方は、登録をぜひお願いいたします。

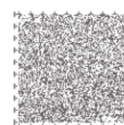
登録対象：障がい者等用の駐車場（幅350cm以上）・一般の駐車場

※通常の幅の一般駐車場についても多くの登録にご協力ください。

手続き等は裏面の連絡先へ問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。



<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>



〈音声コード〉

○対象者・有効期間

対象となる方			確認書類	有効期間	利用証の色
身体障がいのある人	視覚障がい	4級以上	身体障害者手帳 ※赤色利用証の申請には 運転免許証も併せて必要	交付対象者としての基準に 該当しなくなるまでの期間	緑色 ※車椅子常 時利用の身 体障がい のある人で自ら 運転する人 は、赤色
	聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい 3級以上 平衡機能障がい 5級以上			
	肢体不自由	上肢 2級以上 下肢 6級以上 体幹 5級以上			
		上肢機能 2級以上 移動機能 6級以上			
		心臓機能障がい 4級以上 じん臓機能障がい 4級以上 呼吸器機能障がい 4級以上			
	内部機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい 4級以上 小腸機能障がい 4級以上 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 4級以上 肝臓機能障がい 4級以上			
		療育手帳の障がいの程度欄「A」			
	知的障がいのある人	療育手帳の障がいの程度欄「A」			
	精神障がいのある人	精神障害者保健福祉手帳の障がい等級1級			
	高齢者(要介護者)	介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上			
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証	特定医療費(指定難病)受給者証 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	緑色
妊産婦			母子健康手帳	妊娠7か月～産後3か月まで	オレンジ
けが人 *確認書類の診断書に必要な記載事項 (1)車いす・杖などの補装具等の使用期間 (2)歩行困難な期間			身分証明書(運転免許証等)及び診断書	1年以内の車いす・杖等の補装具等の使用期間	

※代理申請の場合は、代理申請者の身分証明書の提示が必要です。

○申請窓口

窓口		郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域	
北九州市	門司区役所保健福祉課	801-8510	北九州市門司区清滝 1-1-1	093-331-1881(代表)	北九州市門司区	
	小倉北区役所保健福祉課	803-8510	北九州市小倉北区大手町 1-1	093-582-3311(代表)	北九州市小倉北区	
	小倉南区役所保健福祉課	802-8510	北九州市小倉南区若園 5-1-2	093-951-4111(代表)	北九州市小倉南区	
	若松区役所保健福祉課	808-8510	北九州市若松区浜町 1-1-1	093-761-5321(代表)	北九州市若松区	
	八幡東区役所保健福祉課	805-8510	北九州市八幡東区中央 1-1-1	093-671-0801(代表)	北九州市八幡東区	
	八幡西区役所保健福祉課	806-8510	北九州市八幡西区黒崎 3-15-3	093-642-1441(代表)	北九州市八幡西区	
	戸畑区役所保健福祉課	804-8510	北九州市戸畑区千防 1-1-1	093-871-1501(代表)	北九州市戸畑区	
福岡市※	東区	福祉・介護保険課	812-0053	福岡市東区箱崎 2-54-1	092-645-1071	福岡市東区
		健康課	812-0053	福岡市東区箱崎 2-54-27	092-645-1076	
	博多区	福祉・介護保険課	812-8512	福岡市博多区博多駅前 2-8-1	092-419-1078	福岡市博多区
		健康課	812-8512	福岡市博多区博多駅前 2-8-1	092-419-1089	
	中央区	福祉・介護保険課	810-0041	福岡市中央区大名 2-5-31	092-718-1099	福岡市中央区
		健康課	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-1	092-761-7318	
	南区	福祉・介護保険課	815-0032	福岡市南区塩原 3-25-3	092-559-5127	福岡市南区
		健康課	815-0032	福岡市南区塩原 3-25-3	092-559-5114	
	城南区	福祉・介護保険課	814-0103	福岡市城南区鳥飼 6-1-1	092-833-4170	福岡市城南区
		健康課	814-0103	福岡市城南区鳥飼 5-2-25	092-831-4207	
	早良区	福祉・介護保険課	814-0006	福岡市早良区百道 2-1-1	092-833-4352	福岡市早良区
		健康課	814-0006	福岡市早良区百道 1-18-18	092-851-6659	
	西区	福祉・介護保険課	819-0005	福岡市西区内浜 1-4-1	092-895-7063	福岡市西区
		健康課	819-0005	福岡市西区内浜 1-4-7	092-895-7071	
筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課		816-0943	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5626	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	
粕屋保健福祉事務所 社会福祉課		811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	092-939-1592	古賀市 糟屋郡	
糸島保健福祉事務所 社会福祉課		819-1112	糸島市浦志 2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-1449	糸島市	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所(本庁舎)総務企画課		811-3436	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2045	中間市 宗像市 福津市	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所(分庁舎)社会福祉課		807-0046	遠賀郡水巻町吉田西 2-17-7	093-201-4162	遠賀郡	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(本庁舎)総務企画課		820-0004	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4911	直方市 飯塚市 宮若市	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(分庁舎)社会福祉課		822-0025	直方市日吉町 9-10 直方総合庁舎	0949-23-3119	嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡	
田川保健福祉事務所 社会福祉課		825-8577	田川市大字伊田 3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9315	田川市 田川郡	
北筑後保健福祉環境事務所(本庁舎)総務企画課		838-0068	朝倉市甘木 2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-4185	久留米市 小郡市 うきは市	
北筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)社会福祉課		839-0861	久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎	0942-30-1072	朝倉市 朝倉郡 三井郡	
南筑後保健福祉環境事務所(本庁舎)総務企画課		832-0823	柳川市三橋町今賀 8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2111	大牟田市 柳川市 八女市	
南筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)社会福祉課		834-0063	八女市本村 25 八女総合庁舎	0943-22-6971	筑後市 大川市 みやま市 三潁郡 八女郡	
京築保健福祉環境事務所 社会福祉課		824-0005	行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎別棟	0930-23-2970	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	

※福岡市は、対象者別に窓口が異なります。【身体障がいのある人、知的障がいのある人、高齢者、けが人】⇒ 福祉・介護保険課
【精神障がいのある人、難病患者、妊産婦】⇒ 健康課

郵送にて申請を行う場合は、県障がい福祉課宛に申請書と手帳等の確認書類の写しを送付してください。電子申請も受け付けています。

《お問い合わせ》 福岡県福祉労働部障がい福祉課 社会参加係 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304 福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

